

慶応3年備後国恵蘇郡百姓一揆の諸要求

中山富広

【キーワード】 百姓一揆 趣法米 田畑山林買戻し 農民経済

はじめに

慶応3（1867）年の正月25日から2月3日までの8日間、恵蘇郡で百姓一揆が起った。この一揆の一つの特徴は、各村が一揆終結に際して郡元の三日市村において要求事項を提出し、その箇条が42か村で「数百ヶ条」にもぼったことである。この「数百ヶ条」の要求は、この一揆の仲裁にあたった「寺院中・社人中」と恵蘇郡の前割庄屋・八谷善太兵衛、川北村庄屋清三郎らによって10ヶ条にまとめられた。まずこの10ヶ条を提示しておこう¹⁾。

奉_二歎上_一口上之覚

- 一、当度飢饉食ヲ以御慈悲ヲ御下ケ被_レ下候上者、当年中ニ御返上申候而者一同立行不申、其段御慈悲ヲ以厚御取計可_レ被_レ下候、并ニ作食之義者当年より村々地围ニ被_レ成_レ下候様厚奉_二願上_一候、他村より取運候而者失費多御座候ニ付迷惑仕候、右利足の義者九朱ニ而御取計可_レ被_レ下候 「此義不_二相成_一候事」
 - 一、諸借錢諸返上七年崩迄、并ニ内借証文入等五人頭受合手形迄受置ニ御取計可_レ被_レ下候 「此義判断候事」
 - 一、掲質他村他郡ニ而借用仕候義ハ、御上様御慈悲御判断宜奉_二願上_一候 「不_二相成_一候事」
 - 一、他村他郡へ売渡候田畑之義も為_二御買戻し_一被_レ為_レ遣候様、御上様御慈悲御判断宜奉_二歎上_一候 「不_二相成_一候事」
 - 一、庄屋組頭給料半給料ニ相成候ハ御勤可_レ被_レ下候、尤筆墨紙三子夫迄御止メ可_レ被_レ下候 「此義不_二相成_一候事」
 - 一、五人頭ハ一同相止メ先規之通り御戻し可_レ被_レ下候 「判断中事」
 - 一、去秋御上城下夫方ニ罷出候節之入用之義者、下方一同甚タ迷惑仕居申、如何御仕捌被_レ遣候者哉之処、御判断之上御聞知せ被_レ為_レ遣候様奉_二願上_一候 「判断中事」
 - △一、趣法米之内他郡へ御借米ニ相成居候分、御上様御評定ヲ以厚御取計被_レ為_レ遣候様奉_二願上_一候
 - △一、役人之義者其村限り被_二成下_一、入役之義者御止メ可_レ被_レ下候
 - △一、儀右衛門・忠三郎・仁六・孝一郎・幸太郎・官十・柳作・兵八・嘉太郎役筋御止メ可_レ被_レ下候 「△印之義者一円不相成候事」
- 付、伴三郎義者向後ニ至役筋相加へ被_レ下間敷候

右之ヶ条通り御聞届ニ相成候様御願被レ遣候、宜奉ニ願上ニ候、以上

卯二月五日

四拾二ヶ村中

御代官様

各条文に付されている括弧書きは同年6月に出された藩の回答である。これらの10ヶ条を以下、「口上之覚」10ヶ条と呼ぶことにしたい。本稿の第一の目標は「数百ヶ条」といわれた個別の要求項目と藩の回答を紹介することにある。それは旧稿において先の10ヶ条と田原村の6ヶ条の要求を示しただけであり、また十分な分析ができなかったからである²⁾。したがって本稿は要求項目を詳細に検討することによって、中国山地農山村が抱えていた社会問題や農民経済の特質に迫ることを課題としたい。

I 諸要求の全体像

1. 「村々御談頭書」の構成

広島大学日本史研究室の所蔵となる伊吹家文書の中に「郡中村々不風儀相企候一件郡廻石井惣兵衛様御廻村村々御談頭書」（以下、「村々御談頭書」とする）と題して、慶応3年6月に作成された文書がある³⁾。作成者は割庄屋伊吹要四郎で、83丁の竖冊である。

この「村々御談頭書」の冒頭の1条は10丁、行数にして137行に及ぶ長文である。次いで「一、右の外郡中一統より願出候ヶ条」が7ヶ条、丁数にして約6丁である。あとは山内両組（約42丁）、口村組（約5丁）、比和組（約7丁）、高野山組（約12丁）と続く。したがって山内南北両組の要求に関する記述が半数を占めていることがわかる。表1は共通の要求項目（冒頭1条と続く7ヶ条）を除いた村別の要求項目数である。合計401ヶ条であるが、共通項目を多くの村々が要求していたとすれば、200ヶ条ほどは増えることとなるが、実際は表1の401条から共通項目を抽出しているようである。少なくとも「数百ヶ条」という表現は誇大表現ではなかったことがうかがえる。また山内組の田原村は表では4ヶ条となっているが、先述したように同村は6ヶ条であったこと

表1 村別の要求項目条数

村名	条数	村名	条数	村名	条数	村名	条数	村名	条数	村名	条数		
下	25	川北	9	門田	18	常定	7	小和田	5	比和組	92	和南原	7
上	13	戸郷	5	田原	4	大月	7	福田組	15	新市	10	上湯川	10
尾引	9	上原	5	濁川	2	永田	5	越原谷	12	南	10	下湯川	7
木戸	5	水越	8	山内組	153	宮内	5	木屋原	15	高暮	11	上里原	8
三日市	2	高茂	5	金田	8	竹地谷	5	森脇	13	下門田	11	奥門田	7
下原	4	殿垣内	8	湯木	10	口村組	55	古頃	13	中門田	10	高野山組	101
市	15	本郷	16	向泉	8	元常谷	11	比和	8	岡大内	10	総計	401

注)「郡中村々不風儀相企候一件郡廻石井惣兵衛様御廻村村々御談頭書」（慶応3年）により作成。

からすれば、それでも実際は401条よりも多い要求であったと考えてよいであろう。

そこで田原村の要求項目6ヶ条をまず示し⁴⁾、次いで「村々御談頭書」中の田原村分の4ヶ条を丸数字で示してみよう。

- 一、庄屋役代勤台右衛門殿へ本役被_レ仰候様願上候
- 一、御手洗村熊吉・三日市村清蔵妻と密通一件ニ付、諸入用米四石七斗余、銀七百貳拾三匁余村方之迷惑ニ落合居候分、早急出方御差図被_レ仰下_一様御慈悲ヲ以奉_二歎上_一候事
- 一、新溝御築調ニ相成候所、溝代米御下無_レ之、尤免前丈ケハ御差次相成候得共、加地子ニ当り迷惑至極ニ仕候、御慈悲ヲ以可_レ然候様御判断奉_二願上_一候
- 一、鞍下牛是迄借受居候義ニ御座候所、代米不都合被_レ下候義ニ付、当年より右牛借主へ御下渡被_レ下候様奉_二願上_一候
- 一、御免割帖并ニ御勘定目録迄近年一円読聞せ無_二御座_一候ニ付、何卒百姓共へ得心仕候様夫々御読聞可_レ被_レ下候様奉_二歎上_一候
- 一、社倉穀近年御貸付相成候処、利足当時者一わりニ候処、五朱取立増ニ相成、利足米者何ニ相成候哉、仕払御しらせ被_レ下候様奉_二願上_一候
- ①「鞍下牛無代にて借主へ其儘御下ケ之儀」
- ②「近来殿垣内村へ国兼余水引受溝普請致候ニ付、冷水洩出及_二迷惑_一候ニ付、御慈断被_二成下_一度由願出」
- ③「庄屋代勤台右衛門へ本役被_レ仰付_一被_レ下置_一段、并ニ豊田郡御手洗町熊吉ト申ス者、先年三日市村清蔵方へ逗留不埒筋有_レ之候一件吟味入用出方之儀願出」
- ④「免割帖・勘定目録共読聞方之義願出」

田原村の要求項目の特色は、「口上之覚」10ヶ条にみられるような趣法米や借銀に関する要求がないことであろう。3条目の新溝築調および4条目の鞍下牛と「村々御談頭書」の記述は要求内容に差異があり、また6条目は「村々御談頭書」には記載されていない。したがって「村々御談頭書」において筆者伊吹要四郎が各村の要求内容を正確に記述しているわけではないことがうかがえるが、諸要求の分析にまったくたえられないというような史料ではないであろう。以下、共通要求項目から検討していくことにする。

2. 冒頭第1条の内容

この条項は一揆の要求に対する藩側の姿勢を示した総論とでもいうべきものである。恵蘇郡村々の借米とそれともなう元治元（1864）年の趣法への言及から始まるが、年貢未納による藩の貸米は3万6500石余に上っていたという⁵⁾。加えて難渋百姓には「其外多分の相對借」もあり、これらの借財の処理と「難渋建直し」のため「趣法相立て」ることとなったと記されている。

この「趣法以前は年々四百石余ツ、御貨物返上」してきたが、文久2（1862）戌年にさかのぼっ

て来る辰年まで7か年、年に2036石余ずつを取り立てることとしたのである⁶⁾。そして辰年までは郡役所に積み立てて「一粒も御蔵入には相成らず」、「返上口々へ当て」とともに、「年々利倍」のために「御撫育筋へのみ御貸付」ることとするものであった。

こうした「安堵に渡世致させ度との厚き御趣意」に対し、一揆側の「大体の趣意は、近來趣法に付き只様難澁におよび候」ということ、また「趣法行われ振りの始末并に郡府詰の内神川平助・高田来太郎の手元疑念」に及んだということであった。そして「此度郡中一統の者共重に願出候ヶ条は、去年不作に付き難澁におよび差し向き凌ぎ飯米拝借いたし度」という要求と、その「凌ぎ飯米」と「古借返上方」「拝借米」の「二口の取立て方」を7年の間「御浮置き」（猶予）してもらいたいというのが、「第一一統の願意」であった。これらは「はじめに」で示した「口上之覚」10ヶ条の1条目と2条目にほぼ相応する。

そして引き続き「重き御制禁相犯し、其上神川平助・高田来太郎居宅を始め、村役人共の内或いは百姓家迄も理不尽に相毀し、飽く迄法外乱暴の上、約る処我儘得勝手の儀は数百ヶ条願立て、容易ならざる御危害相備え候儀は如何の心得に候哉」などと、延々と郡廻り石井惣兵衛の演説が引用され、「右二タ口返上方の儀は尚得と判断遣わし申すべし」とし、以下に続く諸要求に対する回答について、「心服に至り候上は人別受書印形差出申すべき事」と命じて長い一条を閉じている。

3. 共通条目7ヶ条の内容

まず7ヶ条を原文のまま示してみよう。

- ①御役所より御仕構ニ相成候御場所へ差入置候質物、并他郡他村へ質物差入借用仕候分共、
近來難澁ニ付品物戻り合候様被_レ成下_一、借受居候銀子ハ御慈悲を以永ク御浮置被_レ下度段願出
- ②他郡他村之者へ先年売渡候田畑山林、元ト之直段ニ而御買戻し被_レ下_一、代銀拝借返納者御慈悲を以緩カニ被_レ成下_一度段願出
- ③村々庄屋組頭共給料半欠ニ被_レ成下_一、筆墨紙代・三五夫之義者一円御止メ被_レ下度段願出
- ④近來村々共五軒組之新法相立候得とも御止メ被_レ下_一、先規之通被_レ成段願出
- ⑤去夏戦争ニ付村々より罷出候夫方等賃銀之義、早々御判断被_レ成下_一度段願出
- ⑥趣法米之内他郡へ貸付ニ相成候趣意承度段願出
- ⑦村々役人共ハ其村限りニ被_レ成下_一、他村より入役者御差止メ被_レ下度段、并向泉村庄屋儀右衛門・木屋原村庄屋忠三郎・下原村組頭仁六郎・小和田組庄屋孝一郎・上原村組頭孝太郎・永田村庄屋官十郎・上村組頭柳作・兵八郎・尾引村庄屋嘉太郎等、郡中之者共不受ニ付役儀御差免被_レ下_一、下村先_レ組頭伴三郎、以来御用筋へ御遣被_レ下間敷段等夫々願出

「口上之覚」10ヶ条の3条目にある「掲質」を「他村他郡にて借用」の意味は解釈がむずかし

いが、この7ヶ条の①がそれに相当すると考えてよいであろう。「御場所」とは木戸村の要求に「三日市村諸品御場所へ品もの入質」とあるので、郡元の三日市村に設置された貸銀を目的とする「御場所」である。この要求はそこへ入れた質物と他郡他村へ出した質物（品物）を取り戻し、その代銀の返納は長く猶予してもらいたいというものである。②は「口上之覚」10ヶ条の4条目、③は5条目と同一のものであり、いずれも拒否されている。

④と⑤も引き続き6条目と7条目と同一であるが、これは「早々判断いたし遣わし申すべく候」と回答を保留し、⑥は8条目と若干文意が違っているが、趣法米をなぜ他郡へ融通しているかについては次のように回答した。すなわち上原村の国兼池から畑勝ちの三日市村および上原村の内「日向組」へ水へ引くのに「山中へマブ」（隧道）を開く難工事が必要であった。その普請費用を趣法米から出したので、他郡へ利息15%で趣法米を貸付け、10%は「趣法の利足へ入れ」、残り5%を「右普請入用損銀」に補填しているということであった。

最後の⑦はいうまでもなく9条目と10条目である。これらは「口上之覚」10ヶ条で「一円相成らず」とあるように、前者については「其器相当の者これ無き時は、いづれ懸持ち役人に相成らずしては村用相捌け申さずに付き、一円其村限りと申す儀は聞届け置き難し」と拒否し、個人名についても「故無く差止め候儀は決して出来難し」とはねつけられたのであった。

II 山内組の諸要求

1. 下村の25ヶ条

表1に示したように下村は25ヶ条にも及ぶ要求を提出した。まずその内容を表示してみよう。表中の×印は却下、○印は認可、△印は却下の上さらに反論を認めたものである。1条目は共通条目①に含まれるが、内容は「去暮諸家財牛馬等に至る迄入質」をしている農民の借用飯米の返済期限が3月に迫ってきているので、「其方へ振り向け」るため趣法米を貸下げてもらいたいとの要求であった。これは木戸村でも要求されている。これに対する藩の回答は、「いづれも承知の通り下方高利の難借口々払い替え、或いは雨池堤普請等容易ならざる御世話成し下し居られ、当時下原村趣法蔵有米の儀は既に当年貸付遣わし候作食等の手当米に相成り居り候間、申し出の儀は相調え難し」というものであった。また2条目についても「年々村々へ貸付け」ており、「聊か不足の儀は決してこれ無く」と会計のずさんさを否定している。下村の趣法米に関する要求はこの2ヶ条だけであるが、他村のそれも含めて趣法米関連の要求は次節で検討することにしよう。

3条と4条目は村役人の帳簿算用に疑念を呈したものである。これらに対しては「一応見しらべ候処不審の儀は相見え候事」と否定したうえで、それでも不審があったら申し出るようにと回答したものである。これに関連して本郷村と市村では帳簿への疑念というよりも、「御年貢御勘定目録並びに諸入用横抜・郡割算用等、百姓共へ直に下渡し」てくれるよう要求している。もちろんこれは「聞届け難し」として一蹴されている。なおこうした村役人への不信によるものは

表2 下村の要求25ヶ条の内容

1 質入れ農民へ趣法米の貸下げ	×	14 水越村からの受山へ植林許可	×
2 下原村趣法蔵の勘定不正	×	15 百姓常平瓦職のため薪類不自由迷惑	×
3 社倉穀算用への疑念	△	16 先庄屋助右衛門の取替米虚言の疑念	×
4 村方諸帳面について説明責任	△	17 寸志差上げの銅真鍮類の行方疑念	×
5 年貢通いは御土免と作食米に限定	×	18 他村売渡しの腰林の買戻し	×
6 売渡し田地の買戻し代米拝借	×	19 先年はしか流行の際の病人数等調査の真意	
7 郡府・勤番所普請時の材料費・口手当	×	20 去年の「米送り駄賃」への不審	△
8 鍛冶細工賃引下げ	×	21 役家の軍用夫免除の理由	×
9 去年の楮代残り分払下げ	○	22 先年の寸志米について上納の真偽	×
10 寺社祈禱料・祭礼米の免除	△	23 八幡宮屋根普請の際上村組頭兵八郎への疑念	△
11 先組頭伴三郎子孫に至るまで役儀停止	×	24 御廻在時の草鞋銅葉類残り分入札代銀の所在	○
12 組頭冬四郎夫方取引算用合せの疑念	△	25 御廻在時の増取立て分の明細疑念	×
13 作食貸下げの際の空き俵の行方	×		

9条、12条、13条、16条、17条、21条～24条も含まれるであろう。

5条目は「御年貢通い口自今已後御土免・作食の外、一切御書出し下され間敷」というものであるが、これは年貢米銀の過不足を記した「年貢通い」に趣法米取立や返済米などを記載しないでもらいたいということであろうか。そうであれば事実上返済米銀の猶予を願い出たものとなるが、他村にはみられない要求なのでここでは判断を留保しておきたい。

6条と18条目は「口上之覚」10ヶ条（4条目）や共通条目7ヶ条（②）に集約されているものである。この要求は山内組では戸郷・門田・川北の3か村でも出された。これに対する回答は「田畑山林売渡し候節証文面の趣もこれ有り、双方故障無く納得受引きいたし候儀は勿論子細もこれ無く候得共、上より御取戻し成し下され候儀は出来難く、別して代米御貸付けの儀は当時御米配り甚だ六ヶ敷に付き相調え難く候」と、藩は不介入の姿勢を貫いており「相对熟談」（戸郷村）を奨励したのであった。

次に「口上之覚」10ヶ条と共通条目7ヶ条の最後に「付けたり」で記載されている伴三郎に対する要求11条目を見てみよう。「先組頭伴三郎、以来諸御用向き子孫に至る迄御差留め」というものである。伴三郎はこの一揆で「下村住人伴三郎宅の戸を擲めぎ」⁷⁾と最初に一揆衆の襲撃を受けている。しかし回答においては「同人身前において御用向きへ差遣え難き筋これ無く、仕懸りの御用向きもこれ有り候処、故無く差留め候儀は出来難し」と拒絶している。

最後に、19条目の要求についてみておこう。これは「先年はしか病流行の節、病人の数・服薬等迄、上向きより御取しらべ御座候御趣意は如何の事に候哉」という質問である。これには「実に厚き思召し有難き事にはこれ無く哉」としか答えているが、下村の村人たちの「申し出候心中相探」ったところ、「何か下されもの」があったのではないかと、それを「役人共不埒致し」横領

しているのではないかと常々疑念を抱いてきたので、これを機会に「尋ね出」したという。ここでいう役人は村役人ではなく、「さながら表向き尋ね出し候事も出来難く流れ合い」になっていたというから、郡府に詰める神川ら番組のことであろう。

2. 趣法米に関連する要求

山内組の要求条目153ヶ条は重複するものも多く整理してみると、それでも50を越える多様な要求がみられる。ここではこの一揆勃発の引きがねになったと思われる趣法米に関する要求を検討しよう⁸⁾。山内組下村辺より一揆勢は立ち上がり、一揆勢は趣法米の運営に関し批判的な要求を提出したかという点、直接的には下村・上村・尾引村の3か村だけであった。しかし一揆の発生に関し、「神川と時を同ふし、之に親炙して今其梗概を記憶に存す」足利角蔵は、大正5年に次のような一節を書いている⁹⁾。簡単に紹介してみよう。

かねてより神川の趣法米に不審を懐いていた恵蘇郡割庄屋筆頭市村八谷善太兵衛は、同村三兵衛と水越村益五郎兩人を呼び出し、神川の新法について詳細に計算したところ、村中の利益となるところは少なく、「取立の米に対し九牛の一毛にだにも及ばず」ということが判明した。益五郎・三兵衛は大いに憤慨して山内組内を廻り同志を誘い、慶応2年12月13日夜、市村痺山に村々総代を集めて協議したのであった。これを受けて八谷善太兵衛は城下へ出て、長州征伐に際して趣法米を借り上げたかどうか「事実の有無」を郡代に訊ねると、郡代は「四十二万石の大名として百姓の仕法米を取り遣うべき理なし」といって、その旨の「証書」を与えた。再び12月25日の夜痺山に集会した山内組村々総代たちは、「激昂して血気に逸る」者もいたが、「先ず四十二箇村にも照会」し「斯なる上は一死事に殉ずるの覚悟」で進めることとしたという。

以上によれば、一揆は突発的に起こったのではなく、ひと月ほどの準備期間があった計画的なものであったことになる。しかもそのきっかけは趣法米と神川平助の趣法米運営にあったことは間違いない。それは「村々御談頭書」が趣法米の要求に対する回答で始まっていることから明らかであろう。にもかかわらず、趣法米に関する要求は山内組では下村・上村・尾引村、それに上原村・市村・門田村のわずか6か村にすぎなかった。「村々御談頭書」の記述に不備があったのかどうか判断できないが、とりあえず下村以外の5か村の要求をあげてみよう。

- 郡中一統之趣法御建替之儀願出（上村）
- 趣法以来高二付四歩五厘取立、子丑寅三ヶ年分御立戻し被_レ下度段願出（上村）
- 御本斗之外四歩取立如何數由申出（尾引村）
- 趣法米立戻候儀願出（上原村）
- 趣法米返上方一切浮置之儀願出（市村・門田村）

上村の前者の要求は趣法米制度の改革を、後者と尾引村分は高に付き4.5%増し取立の返還を求めたものである。上原村は趣法米いっさいの「立て戻し」を求めたのであろうか、これについ

ては「元来趣法米の儀は諸返上物の内取立て候儀に付き、下方へ立て戻し候趣意更にこれ無く、其上前にも申し聞かせ候通り、上に於いては多分の御出米等一緒にして悉皆郡内へ貸付け相成り居事故、願いの趣聞届け難く候事」という回答であった。要するにもともと趣法米は百姓の年貢未進分を取り立て積み上げたものであり、それをさらに百姓に貸し付けるシステムであるから、要求は受け入れがたいということであった。市村・門田村の返済延期願いについても「決して出来難く候事」と拒否された。

『神川平助事蹟録』や「冒頭第1条」で触れられているように、趣法米への不満は神川平助の運営にもあった。上村では4ヶ条もみられるので、以下に引用してみる。

○神川平助在勤中之算合取約呉候様願出

○郡中酒造家之者共へ趣法を以神川平助仕込いたし候哉、虚実相糺呉候様願出

○神川平助趣法米他郡へ貸付け候趣意承り度段申出

○御代官添田伊久登郡府詰之内、石井昇左衛門・佐々木友藏・三宅卯之助ハ永ク在勤、神川平助・高田来太郎兩人ハ以来当郡江不受之由願出

2番目の要求については、「酒造家の者共内へ趣法米貸付け候儀は相違これ無く」と認めているが、それは「元来趣法振り利倍増長の行い方」にのっとったものであり、「平助壺人の計らいにもこれ無く」と疑念を否定している。しかし打ちこわし等の被害に6軒の酒造家が名を連ねているから、神川との関係を疑われて被害を受けたことは間違いないであろう。3番目の要求は前述したとおりであり、最後の要求については本郷村からも出されているが、「下方として好き嫌い等と我儘の儀」であり、「全体上を軽蔑、甚だ以て不埒の事」と否定している。また市村においては「神川平助手元専ら相勤め候役人は一切不受の由願出」というように、「平助手先」の村役人を取り立てないよう願出している。共通条目7ヶ条などで村役人就任を拒否された儀右衛門らの村役人たちは、たんに反農民的行為を行ったというより、神川平助の施策に協力した村役人であった可能性は高い。この一揆で神川・高田を除いて被害にあった25軒のうち実際に打ちこわしを受けた家は8軒であったが、酒造を営んでいる者は2軒だけであった。打ちこわしを受けた残りの6軒は、「平助手先」すなわち趣法米にかかわった村役人であったのだろうか。

3. その他の要求

山内組の150をこえる諸要求には趣法米以上に要求の多いものもあった。たとえば郡役所が貸し付ける鞍下牛代を引き下げてもらいたいという要求は7か村に及んでいる。また雨池普請入用代の貸下げ願いは6か村から出されている。国兼池が完成したといってもまだ灌漑環境が十分でなかった村方もあったことがうかがわれよう。

次に5か村から出されている要求を紹介しよう。まず諸品御場所（「諸品質為替御場所」）に関するもので共通条目①に相当する。三日市村ではこの場所を「往々御止め下されざる様願い」出

ているが、この「質御場所の儀は下方便利の為、趣法銀の内を以て振り向け相行われ候処、諸雑用も相懸り御損に相成り候程の儀に候処、却って此度郡中一統よりは我儘得勝手の儀に申し出候次第もこれ有り候間、追々判断振りもこれ有るべし」との回答や、願文の「往々…」からすればおそらく「御止め下さる様」ではないだろうか。木戸村では「三日市村諸品御場所へ品もの入質拝借銀払い替え、年賦返上の儀」と願い出ているが、これは「払い替え」であるから、新たに借金して諸品場所に返納して質物を取り戻し、借金した分は年賦での返済を認めてもらいたいというものであろう。また殿垣内村は次のような内容であった。

○三日市村諸品御場所へ質物相備銀借受居候得共、兼而限月ハ有レ之候得共約束通流質不_二相成_一様被_二成下_一度段願出

つまり限月が来ても払えそうにないので流質とならないようにと願い出たものであった。本郷村と門田村の「去る暮御貸付に相成り候質銀」も諸品場所からの借銀と見ていいであろう。この両村は「返上方」の猶予を願い出ているのである。以上のように5か村の要求内容に微妙な差があるものの、共通しているのは質物が流質になることを危惧していることであるといえよう。

以上の要求と共通するものに田畑山林の買戻し願いがあり、山内組では川北・戸郷・水越・高茂・門田の5か村から出されている。「口上之覚」10ヶ条では4条目、共通条目では②にあたる。門田・川北両村の要求に対し、「前にも申し聞かせ候通り、持主へ相對熟談に及び納得の上戻し遣わし候儀は勝手次第に候得共、兼ねて証文面の趣も候間、上より差戻し方の儀は申付け難く候事」というように、藩はしごくまっとうな回答をしているといえよう。「前にも申し聞かせ候通り」とは共通条目で述べられていることを指している。そこでは「子々孫々に至る迄兎口申す間敷」などといった「証文面」や、「村役人共奥書印形」、「諸色は上昇」などということを考慮すると、「今更元直にて取戻し度と申すは彼是甚だ以て無理なる申し出」と一蹴している。

質地返還運動に伝統的な百姓世界の運動法則を見出して積極的に評価する見解からすれば¹⁰⁾、この広島藩の回答は反農民・反共同体的な施策となろうが、260年にわたって永代売買の禁を事実上無視してきた藩にとっては、当事者同士に任せる「相對済し」での処理を示唆し、ましてや永代売買による土地移動を元に戻すための「取引代米貸付け候儀は勿論出来難く」と回答せざるをえなかったのである。ただ山内組17か村のうちわずか5か村だけの要求であるから、幕末期段階の土地移動はのちのそれに比べるとそれほど多くはないといえようが、次に引用する上村の要求に注目してみよう。

○田畑山林御買上ケ之趣意并神川平助・高田来太郎右ニ付身欲之取計有レ之哉否、御糺し合被_レ下度段願出

これは郡役所がなぜ難渋百姓から土地を買上げたのか、そしてその土地の作得米を神川らが横領しているのではないかという質問であるが、この上村への回答の前文とでもいうべき一節を次に引用しよう。

田畑山林御買上ケと申ス趣意者、難渋之百姓共借財之為ニ田畑売払只様難渋ニ至候ニ付、成方之者共田畑多分所持いたし居、右難渋者売渡候田地戻し遣候共跡差間無レ之者共ハ差戻し遣し候得者、代米ハ御役所ニおみて取替払遣し候段成方之者へ申及シ、段々難渋百姓共之手元へ田畑戻し合候儀者兼而承知之通りニ候処、中ニ者成方之者共田畑戻し方迷惑狩り、終ニハ故障ニモおよび候様之儀有レ之、素より売渡之節受引致シ居候証文面之趣も有レ之、持主不納得之義ヲ押付差戻せ候儀者難ニ出来-

この一節は前述の内容とは異なるものである。郡役所では土地の買主が納得すれば代米を貸して田畑山林の買戻しに協力してきたというのである。やはり百姓の相互扶助組織である共同体の維持のために郡役所が救いの手をさしのべてきた面も否定できないが、幕末期の米価高騰のなかで、土地返還を「迷惑がる」所有者が増大してきたので、前述のように要求を否定せざるをえなくなつたものと思われる。

さて郡役所が難渋百姓から土地を買上げた理由は、売主が「出世」して土地を買戻したいと思ったとき、「何時にても代米さへ払出し候えば、田畑山林戻し遣わし候儀出来易い」ように、というのが「買入れの趣意」であったという。また作得米は「趣法の内へ相納め」ており、神川らに「疑念の証拠」はないとしている。それでは「御買取田地」の返還を要求した下原・高茂・水越村に対して、藩はどのような回答をしたのであろうか。当然ながら「上村へ示談に及び候通りにて、此義に付いては判断振りもこれ有るべく候得共、何時にても下地御買入の代米さへ相納め候えば戻し遣わし申すべく候」を原則としている。しかし買戻すために高茂・水越村が願い出た「代米永年賦」は拒否したのであった。

Ⅲ 口村・比和・高野山組の諸要求

1. 口村組の要求

口村組では3か村以上が要求した箇条をまとめると表3のようになる。本章は紙数の都合上、Ⅱで取上げなかった要求の説明に限定しよう。最初の小売米は普通に売買される小売米のことであろうか。回答が「委細山之内組市村・門田村へ申し談じ候通りの趣意にて出来難し」というものであったので、市・門田両村のものをみても、実際は市・門田両村だけではなく、川北・濁川も含む4か村の要求であった。

米相場之儀者勿論当郡而已ニ無レ之、惣体之大相場を踏へ相定り候事故、全時之直段合ニ候得者、年々下直与申ス儀者素より難ニ聞届-候事

小売米に関する要求はそのほか高野山組高暮村で出されているが、口村組全村で要求されていることは、この組では小売米に依存する村人が多かったことを反映しているのであろうか。

社倉永貸穀は元来無利息(手数料3%)であったが、その後の改革で1割とされたようである。口村組ではこれを5朱(5%)に下げる要求であるが、比和・高野山組も全村が要求しており、

表3 口村組の主な要求内容

要 求 内 容	金 田	湯 木	向 泉	常 定	大 月	永 田	宮 内	竹 地 谷
1. 小売米値段引下げ	×	○	○	○	○	○	○	○
2. 社倉永貸穀の利息5朱に引下げ	×	○	○	○	○	○	○	○
3. 楮値段引上げ	×	○	○	○	○	○	○	○
4. 酒造仕込高鑑札通りの遵守	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 趣法米の立戻し	×	○	○	○	○	○	○	○
6. 新開所畑堀の自由化及び見取米の是正	△		○	○	○			

これらの組では村人が社倉に依存する割合が高かったといえよう。次の楮値段の引き上げ願いは、山内組下村・戸郷村・水越村・高茂村でみられ、比和・高野山組では出されなかったから、楮の栽培は口村組と山内組の一部に限られていたのであろう。酒造仕込高に関する要求は口村組だけでしかみられない。これは鑑札高以上の酒を造ることによって飯用米が圧迫されていたことなどの理由が考えられる。

畑堀では稲作がおこなわれていたから¹¹⁾、畑であった所へ水を引いて田の機能を持たせた畑である。この要求に対しては、「畑堀り見取米に当り候ては追々判断」し、新開所畑堀については「無願い勝手に致し候ては、水引方古田持ちの者共と故障出来も量り難きに付き、願い出の上致すべく候事」と回答している。この畑堀に関しては山内組の水越村と高茂村でも出されているが、「判断遣わし申すべき事」と、少なくとも否定的な回答ではない。

表3に収録しなかった残りはすべて単独の要求で、鉄穴流しの制限（向泉村）や御鉄山内の切畑の下げ戻し（湯木村）、伊予谷御鍛冶屋へ売り払った山林の下げ戻し（同前）といった製鉄関係の要求をはじめ、御買上田地の下げ戻し（同前）、五軒組の廃止（金田村）などが出されている。

2. 比和組の要求

比和組は4か村以上が出している要求に限定した（表4）。1条目と4条目は「口上之覚」10ヶ条の第2条目に相当するものである。「式割七ヶ年賦」とは、趣法米返上物を元治元（1864）年から2割ずつ7年間積み立てて、それで「払い崩し」＝返済完了とするものであった。こうした趣法米だけではなく、4条目の「小内銘々相対借其外頼母子取引等」まで「一切浮置相成り候様」願い出ていることは、郡内の農民がさまざまな借財を負っていたことの証しであろう。

8条目については少し説明が必要であろう。要求の原文は次のとおりである。

○他郡越米御差留、尤比和八ヶ村丈ケハ相互ニ取引相成候事ニ被_レ成下_レ度段願出

この文面だと他郡からの米の移入は禁止してほしいが、比和組だけは取引できるようにしても

表4 比和組の主な要求内容

要 求 内 容	元常谷	木屋原	森脇	福田組	古頃	越原谷	小和田	比和
1. 諸返上物・2割7年賦返納延期	×	○	○	○	○	○		
2. 田畑山林買戻しの代米拝借10ヶ年賦	×	○	○	○	○	○		
3. 趣法米積立運営への疑念	×	○	○	○	○	○		
4. 相對拝借・頼母子取引等の返済猶予	×	○	○	○	○	○		
5. 作食・社倉永貸穀の利息下げ	×	○	○	○	○	○	○	○
6. 免割物への不正疑念とその透明化	△	○	○	○	○	○	○	○
7. 郡割等への不正疑念	△	○	○	○	○	○	○	○
8. 他郡越米の禁止と組内の米取引の自由化	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 軍用夫・鉄砲放ち者賃金払下げ	△	○	○	○	○	○	○	○
10. 売下米は村々郷藏所で下直にて下渡し	△	○	○		○	○		
11. 不作に付き下渡し米	○	○	○		○	○		

raitaiということになるが、回答が「他郡越米の儀は差留め申し候え共、郡内の儀は八ヶ村に限らず相互に取引致さずては融通方差問えの廉もこれ有り、却って下方不便利に付き此の旨相心得申すべく候事」であるから、郡をこえた米の流通は当時制約されていたことなどがわかるが、基本的にこの要求は一揆側の誤解に基づくものであったといえよう。

9条目の要求は次節の高野山組をはじめ、全郡でみられた要求であるから、「口上之覚」10ヶ条にも採用されている。10条目は高野山組全村と比和組4か村から出されたもので、これも「口上之覚」10ヶ条の第1条目に含まれている。売下米は村人が作食用として村々の郷藏の年貢米を購入したものである。慶応2（1866）年は「御鉄山増割」となって、これらの村々の郷藏から御鑪場に搬送されたので、「抛無く山内組より順々繰越し」になったとの回答である。したがって今後は「郷藏囲い」とするが、値段については「大相場」もあるので「出来難い」としている。なおこの要求には具体的な期限は書かれていないが、米代銀月延べが願い出られていた。代銀月延べは他に比和村も要求しており、同村は米代皆済の期限を9月までとするものであった。藩は「去る作方宜しからず」「下方必至差問え」ているから、今年に限り月延べを認可している。

11条目は「去る寅年不作に付き百姓共餓命に及び候に付き御慈断」を請うもので、「口上之覚」10ヶ条の冒頭にあるように「飢饉食」の貸下げを約束している。ただし藩側は「不風儀取り結び願出候に依って貸付け候趣意には決してこれ無く」と、一揆の要求に屈して貸下げのではないことを強調している。

このほか注目すべき要求をあげると、木屋原村・福田組・古頃村から出された「御免」＝年貢率の引下げがあげられる。こうした年貢減免は高野山組の南村からも出されているが、結局この4か村だけに限られていることは興味深い。「趣法基立てとして年々御取立てに相成り難渋に及び候

に付き、以来一円御差し止め」と趣法米制度の廃止を訴えた越原村のように、恵蘇郡では年貢減免よりも諸返上物や趣法米積立ての方が優先課題であったということであろうか。また「鉄業については下方渡世の助けに相成り候廉少なからず」あった比和村と森脇村・福田組からは、少数ながら鉄稼ぎに関する要求も出されているので次に紹介しよう。

○御鉄方之輩通行之節、人足賃壹人ニ付米貳升ツ、所相場を以直払ニ被ニ成下ニ候様願出（森脇・比和村）

○鉄方諸荷物之駄賃当時御定之通ニ而者甚難渋および候ニ付、五増倍ニ而当正月より之分御払下ケ被ニ成下ニ候様願出（森脇村）

○小鉄直段上ケ被ニ成下ニ、いつれ之御場所ニ而百姓勝手次第操上ケ相成候事ニ被ニ成下ニ度段願出（福田組）

鉄方役人通行の際の人足賃、諸荷物の駄賃、そして砂鉄の値上げとその自由販売を要求するものであるが、駄賃を除いて拒否されている。

3. 高野山組の要求

高野山組も4か村以上が出している要求だけを表5として表示した。3条目の要求は高野山組だけにみられるものであるが、郡役所詰めと御鉄方の役人が駕籠に乗ることを禁じてほしいというものである。これは道路が險阻であった高野山組ならではものだろうか、ともかく藩は「一切相断り申し候と申す儀は出来難し」としながらも、「手厚くに締め合い方申し談ずべきに付き」と約束せざるをえなかった。

5条目から7条目は趣法米に関する要求で他の組と共通のものである。5条目の回答は、「近来趣法に付いては前にも申し聞かせ候通り、上においても多分の米銀御出方これ有り、右返上物取立米等一緒にして下方難借払い替え、又は雨池並びに堤普請等も成し下され、全く下方撫育の上成立ち候処にて、古借御蔵納め返上の趣法に相成り居り候」というように、口村組で前述した通りであった。高野山組の趣法米に関しては、新市村が「趣法米一円貸しこれ無く、凡そ外村同様御貸付け」てもらいたいと願出ているのが注目される。これに対して「去る子年三拾壺石八斗趣法米を以て難借払い替え」に当てているので、「一円貸付これ無し」ということはないと答え、さらに新市村の「町住居無高の者へは取立て方の著も」ないので、「同町に限らず一円貸付け方出来難し」と拒否している。また奥門田村も酒造家ばかりに貸付け、一般農民への「貸付これ無く心外」と訴えており、5条目を要求した村々とは要求の視点が異なっているといえよう。

なお13条目も趣法米制度に関連しているといえよう。要求内容は表示した通り、「去る寅年迄式拾六ヶ年来免入式歩取立ての仕捌き方」を尋ねたものである。つまり26年間の間、年貢高に2%上乘せして徴収した理由とその結果を問うたのであった。以下にその回答を少し長いが紹介してみよう。

表5 高野山の主な要求内容

要 求 内 容	新 市	南	高 暮	下 門 田	中 門 田	岡 大 内	和 南 原	上 湯 川	下 湯 川	上 里 原	奥 門 田
1. 作食米増加と社倉永貸穀の利下げ	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 軍用夫・鉄砲放ち者賃金払下げ	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 御役人駕籠通行迷惑に付き禁止	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 売下米は村々郷蔵所で下直にて下渡し	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 諸返上物取立方の猶予及び永年賦	×		○	○	○	○	○	○	○	○	
6. 子丑寅3ヶ年返上米の立戻し	×		○				○	○	○		
7. 趣法米7ヶ年賦払いにて終結	×		○				○	○	○		
8. 不作に付き御救い米下渡し	○		○				○	○	○		
9. 水損所普請銀下渡し	△			○	○	○					
10. 免割取組方の際百姓惣代迄立会	△			○	○	○					○
11. 五軒組の廃止	△			○	○	○		○			○
12. 50年以前よりの入質田畑山林の買戻し	△			○	○	○		○			○
13. 26ヶ年来免入2歩取立の仕捌き方不審	△			○	○	○					

段々約合候処、此儀比和・高野山両組返上基立米として式歩ツ、取立方、去ル天保十亥年先
 ンタ割庄屋多喜次と申スもの取約メ願出、同十四卯年より米方上向へ返上五ヶ年之間浮置之
 儀聞届、尤下方ハ式歩ツ、取立及「利倍」ニ居候内ニ、借受居候もの返納難ニ出来ニ者多分出
 来、終ニハ底付ニ相成、兼而目論見通りニハ難ニ行折柄、発起いたし候多喜次ハ相果、仕法帖
 類先割庄屋助十郎引受居候処、兎角難ニ約品多く、近來約メ方出役差入一応約メニも相成
 候得共兎角落着ニ不_レ至、小内甚入組居候事柄ニ付追々取約方可_レ申談_レ候事

これによれば先々割庄屋多喜次が5年間の返納猶予を受けて2%増し上納分を利殖する趣法が
 認可されたが、「利倍」の目論見はうまくいかず、あとを継いだ先代の割庄屋助十郎の帳簿繰り
 も現在のところ不明であるという。これはゆゆしき事態である。文久3（1863）年に「天保年中
 取立て候高野山組仕法米、是迄割庄屋助十郎引受に候処、此度御自分（神川平助）・兩人（上湯
 川村庄屋五郎左衛門・下門田村庄屋栄助）右渋滞取約め方」を引き受けているのであるが¹²⁾、や
 はり百姓の間には相当な不信感があつたことがうかがえる。先々割庄屋多喜次はおそらく隠居屋
 多郎兵衛の親であり、助十郎は比和町の年寄上席となっており、この二家が一揆勢の襲撃を受け
 ているのは、趣法米に深く関わったからであると思われる。

11条目の「五軒組」は五人組に替わるものとしてつくられた恵蘇郡独自のもので、五人組より
 も連帯責任や五人頭の権限が強化された組織である。口村組と比和組でもそれぞれ1か村が要求
 しており、山内組でも殿垣内・門田・本郷・市の4か村が要求し、下原村では五人頭国吉・伊左
 衛門ほか6名を「端役たり共受けず」と罷免を要求している。

12条目は「入質」という表現ではあるが、これまでみてきた田畑山林の買戻しと大差ないであろう。ただこの場合、年限を50ヶ年以内とする具体的設定に特色をみることができよう。ただし証文面の「限月過ぎ去り候分は相対にて示談に及び、持主不納得の儀は約束通り取引候外これ無し」と従前の処置を繰り返している。この田地の買戻しに関しては、新市村と南村も要求しており、なかでも南村は「元銀にて戻り合ひ候様」願い出ているが、これも山内組で回答したように「双方納得」ならば勝手次第であり、藩から指図を出すというようなことはしないということであった。

最後に、新市・南両村から出された要求をもう1ヶ条紹介しよう。

○中門田村米ヶ測へ新市村庄屋五郎左衛門鉄穴新口相開、堀砂田地へ流込百姓迷惑および候ニ付差留メ方願出

五郎左衛門の屋号は下尾道屋で酒造業も営む豪商であったが、鉄穴業にも手を出していることがわかる。鉄穴の制限はほかに口村組向泉村が要求していたが、そこでは操業日の短縮を求めたものであり、廃止を要求しているのはこの新市・南村だけであった。これに対して、五郎左衛門は「御鉄方より多分の配借銀いたし、百姓共迷惑相成らざる様米銀を費やし、普請いたし遣わし候儀もこれ有り」と五郎左衛門の地域貢献について触れ、調査のうえ「双方へ示談ぶりもこれ有るべし」と解決を約束している。

おわりに

以上、「数百ヶ条」といわれた要求を紹介してきたが、その中心的な要求は第一に、村人の未進年貢を積み立てる趣法米に関するものであった。そこには趣法米返上の猶予であったり、廃止であったり、趣法積立て米の変換であったりと、ほぼすべての村が各村の実情に応じたさまざまな要求を出してきた。そして恵蘇郡趣法中の番組筆頭・神川平助に対する弾劾も趣法米の関連条目として提出されていることも特徴的であった。したがってこの百姓一揆は神川平助らを糾弾することと、農民経済に大きな影響力を持った特別会計とでもいうべき趣法米の改善を迫ろうとして起こされたものであったといえる。ただ趣法米が農民経済をたんに圧迫したというわけではない。「利倍」のために他郡への貸付けや酒造米に回されたり、あるいは新市村や奥門田村で趣法米の拝借を要求しているように、その融資を受けて商売や農業経営を維持しようとしたりする場合もみられるのであって、趣法米が郡内の米銀流通の中核を占めていたといっても過言ではないであろう。

次に郡内の約半数の村から出された田畑山林の買戻し要求が注目されよう。ほとんどの村が元の値段での買戻しを要求し、また村によってはその代銀を永年賦で貸下げてもらいたいというものもあった。恵蘇郡の田畑山林売買は瀬戸内海沿岸ぶに比すればきわめて少なかったが、幕末期に至ってようやくみられるようになってきた¹³⁾。恵蘇郡では田畑山林家屋敷が一体となった「名」

＝百姓株式という認識が強く、「名」一式が売買されるケースも多い。したがって要求は田畑山林の1筆1筆の買戻しというよりは、「名」一式を取り戻させて共同体成員に復帰させようとする村共同体の意思が背景にあったといえよう。

最後に、一揆の経過や打ちこわしの状況、および諸要求の結果や発頭人の処罰などについては旧稿でも検討したが、きわめて不十分の感は否めない。これらについては稿を改め他日に期したいと思う。

注

- 1) 庄原市・岩武家文書「恵蘇郡村々徒党之節諸控」（慶応3年）、同「郡中惣百姓騒動一件諸控」（慶応3年）、同「郡中村々徒党一件諸控」（慶応3年）。
- 2) 拙稿「慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究」（『史学研究』156号、1982年）、同「幕藩制解体期における農村支配と豪農」（『史学研究』165号、1984年）。
- 3) これは滋賀大学教育学部に保存されていたものを、2001年暮に同学部の宇佐見隆之氏の御配慮により、他の文書と一緒に広島大学に返していただいたものである。この場を借りて宇佐見氏の御好意に厚く感謝します。
- 4) 前掲注1)「郡中村々徒党一件諸控」（慶応3年）の「奉歎上頭書」。
- 5) この外にも「郡辻へ当り」1130石余の借米があった。これは「御代官所才覚銀等返上口」（伊吹家文書「添田伊久登より恵蘇郡各村返納米ニ付達し書」元治元年）などのような費目であると考えられる。
- 6) 前掲注5)「添田伊久登より恵蘇郡各村返納米ニ付達し書」。これでは「多分の増取立」となるが、免割額（年貢と郡村入用）がおおよそ2700石余の減少となっているので、「余程の免下り」となると代官添田は説明している。
- 7) 「郡中百姓共気動心覚」（前掲「恵蘇郡村々徒党之節諸控」所収）。
- 8) 趣法米の全容については明らかではないが、拙稿「近世後期中国山地地域の農民経済」（『広島大学大学院文学研究科論集』第68巻、2008年）を参照されたい。
- 9) 足利角蔵『神川平助事蹟録』（非売品、1933年）。
- 10) 白川部達夫『日本近世の村と百姓的世界』（校倉書房、1994年）など。あるいは土地所有論的な立論から、渡辺尚志「村の世界」（『日本史講座』5、東京大学出版会、2004年）などで興味深い論点が示されている。
- 11) 岩竹家文書「恵蘇郡田原村百姓人別現実株式取り分ケ帳」（慶応元年、『第一期資料集』所収）。
- 12) 拙稿「慶応三年恵蘇郡百姓一揆の史料について」（『芸備地方史研究』137号、1982年）。
- 13) 拙稿「近世後期中国山地地域の農民経済」（『広島大学大学院文学研究科論集』第68巻、2008年）。

**Various demands on the *Eso-gun Hyakusho Ikki*,
*Bingo Province in 1867***

Tomihiro NAKAYAMA

Shortly before dawn on January 25th, 1867, a peasants' uprising broke out in the southern part of *Hiroshima-han's Eso-gun* —which lies within the *Chugoku Sanchi*—and quickly spread over the entire *gun*. The aim of the present essay is to introduce the demands of 400 or more put out from the villages of 42 in this riot (*Ikki*). Main demands were concerning the *Shuho-mai*. The *Shuho-mai* was, so to speak, special accounting in which unpaid of the land tax was saved. This reserve fund was lent to peasants in *Eso-gun*. The people demanded the abolition of the *Shuho-mai*, and demanded the postponement of the repayment of the loan.

Moreover, there were a lot of demands that it wanted to buy back the cultivated fields and the forests, too. It seems that this is the one put out from the reason that it wants to return the companion who lost land to the community.